



# かみとんだ 議会だより

第148号

2014.12

平成25年度の決算は一般会計と特別会計あわせて、歳出総額113億2,767万5千円  
決算審査特別委員会を設置し審査を行うことになりました。



11月2日(日)に上富田地区の第37回農業祭が開催されました。(会場 上富田町役場駐車場)

## 9月議会で7議員が一般質問を行いました!

- 畑山 豊議員：☆学校給食の件について
- 吉田盛彦議員：☆県道上富田すさみ線大宮地区河川及び道路災害について  
☆生馬橋詰(R311号寄り)の交差点について ☆鳥獣被害と対策について
- 榎木正行議員：☆障害福祉について ☆障がい者と高齢者の連携について  
☆学校現場からの共助の醸成について
- 九鬼裕見子議員：☆防災対策について ☆子どもの医療費無料化拡大について  
☆学校給食の実施について ☆オスプレイの飛行について
- 沖田公子議員：☆教育について ☆学校給食の完全実施について
- 松井孝恵議員：☆町が管理する文書について
- 山本明生議員：☆町内の美化について ☆国土強靱化について

発行/和歌山県上富田町議会 編集/議会広報特別委員会

〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来763

TEL(0739)47-0550 FAX(0739)47-5959

「議会だより」は上富田町のホームページにも掲載しています。また、上富田町のホームページから、いつでもインターネット上で議会の様子を録画映像でご覧いただけます。

# 平成25年度一般会計・特別会計 決算審査特別委員会を設置

平成25年度の決算認定について、9月定例会の冒頭に14会計が上程されました。

笠松会計管理者より概要説明があり、大石哲雄監査委員から監査報告を受け、委員6名で構成する決算審査特別委員会を設置し、次の12月定例会までに14会計の審査を行うことになりました。

委員 長 木 本 眞 次  
 副委員 長 松 井 孝 恵  
 委 員 榎 本 敏  
 " 山 本 明 生  
 " 樫 木 正 行  
 " 吉 田 盛 彦  
 議 長 奥 田 誠



## 審 議 日 程

11月4日	10月24日	10月16日	10月15日	10月14日	10月10日						9月25日	
(火)	(金)	(木)	(水)	(火)	(金)						(木)	
総括	指摘事項審議	未収金関係	教育委員会	産業建設課	住民生活課 (生活G・住民G)	上下水道課	診療所	税務課	総務課 (行政G・まちづくりG)	総務課 (財政情報システムG)	議会事務局	審査日程について・審査方法について

# 決算審査特別委員会指摘事項

平成25年度一般会計並びに、各特別会計の決算認定につき、決算審査特別委員会から下記6項目について指摘を行い、その回答がありました。

**1**

委託先選定を随  
意契約で実施す  
る場合、委託料が適正で  
あるかどうか他の自治体  
の契約状況などの事例を  
参考にすることを検討さ  
れたい。

【回答】

安易に随意契約を実施  
するのではなく、町内事  
業者の状況も判断しなが  
ら周辺市町の事例も参考  
にし、適正な契約で実施  
できるよう努めてまいり  
ます。

**2**

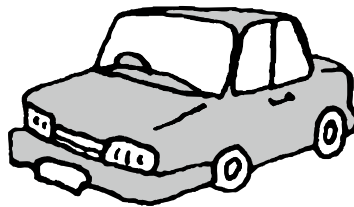
公用車の管理に  
ついて、集中管  
理の中に課専属で使用し  
ている車両が見受けら  
れ、一方課専属の車両も  
有る状況で、現状の車両  
台数は適当であるとのこ  
とだが、効率的な公用車  
の使用のあり方を考えた  
場合、予約の仕方も含め  
た現行管理体制について  
検証をされたい。

【回答】

現在、公用車は、集中  
管理をしていますが、こ  
指摘のとおり一部課専属  
で使用している公用車も  
あります。

今後におきましては、  
公用車の台数等も検討す  
る中、集中管理の在り方  
等管理体制を見直してま  
いります。

**3**



負担金、補助及  
び交付金につい  
て、複数年にわたって支  
出している団体・組織に  
ついては、その活動内容  
を充分把握するとともに  
に、その支出の妥当性を  
検証することが必要であ  
ると思うが、この点検討  
されたい。

【回答】

負担金、補助金につい  
ては、負担根拠及びその  
団体の活動内容や決算状  
況を把握し、現在の施策  
状況にその活動内容が合  
致するのかの検証を行い  
ます。

**4**

特別会計診療  
所事業につい

ては、歳入に占める一般  
会計繰入金の割合が高  
く、これは患者数の少な  
さが起因するものであ  
り、現状を充分認識され、  
南和歌山医療センターと  
も協議をされているが、  
地域医療を支える観点か  
ら、また一般会計への負  
担軽減のため何らかの改  
善策を見出すよう、さら  
なる検討をされたい。

【回答】

本年度8月より患者様  
からのご意見をお聞き致  
したく「意見箱」を設置  
しました。  
その中では複数の医師

ではなく医師の固定化、  
一日診療等の要望があり  
ました。

町においても患者数を  
増やす為には、やはり医  
師の固定化、一日診療は  
必須と考えます。

大変厳しい財政状況で  
あることを常に念頭にお  
いて、歳出削減、固定医

師の確保に向けて努力し  
ていきます。



審査の様子

## 5

未収金については、滞納額が積み上がる前に、早期に芽を摘むという観点から対応し、雪だるま式に増加しないよう解消の方向付けをするよう検討された。

### 【回答】

町税等の早期滞納対策として、督促や催告、訪問徴収はもとより滞納者への来庁要請を行い、滞納者の諸事情を聞き取り、現年度分も含めた今後の分納計画（最長1年間）を協議し、納付誓約書に基づく納付指導を実施しています。

特に、「現年末納をなくし、新たな滞納者を増やさない。」を目標に現年度収納対策を強化していく方針で取組んでいます。

滞納対策として、コンビニ収納、行政サービス制限条例、法的措置（差押）等を有効に活用し、

訪問徴収員の担当地区別徴収を強化、徹底すると共に、滞納者の実態調査を更に強化し、きめ細かな情報収集をしています。



また、副町長を委員長

に未収関係部署内の課長・企画員で組織する未収金対策協議会を定期的開催し、滞納者の情報収集や法的措置に関する協議をし、町税や各使用料の滞納額を減らすべく努力をしています。

町税等の滞納については、納税意識の向上と理解を求めるとともに、今後特別の事情がないにも関わらず滞納が長期に続く者に対しては、地方税

## 6

宅地取得資金、住宅新築資金貸

付事業について、今後未償還金の回収については、組合と協力し、個別訪問の強化や連帯保証人への請求等により、債権の確保に万全を期されるよう努められたい。

### 【回答】

当該未償還金の回収事務については、和歌山県住宅新築資金等回収管理組合で行っており、個々の滞納者に対する訪問により償還指導を実施するとともに、連帯保証人に対しても同様の措置をとっています。

今後においても、組合と協力し、滞納者に対して月々の返済額の増額指導を行うなど、早期償還に向けて取り組みを続けてまいります。



総括の様子



# 畑山 豊 議員

(質問方式 一括方式)

## 1. 学校給食の件について

# ここが聞きたい!

平成26年9月定例会の一般質問は、日程2日目の9月11日に行われ、7議員が登壇し、当局の考えを質しました。その質問、答弁の趣旨をまとめて掲載しています。



### ① 学校給食の件について

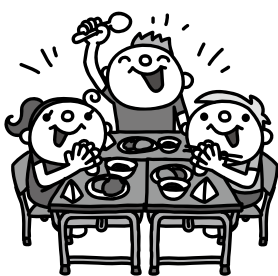
**質問** 文部科学省の資料によると、平成24年5月1日現在で和歌山県における学校給食実施率は、小学校で94.6%、中学校では60.9%となっている。

町長は、学校給食の実施について、学校等公共施設の耐震化事業に一定のめどがついたときに検討するとしていたが、現在、一部で耐震化できていない大谷地区の第二保育所などの施設はあるが、町内の学校関係、保育所、役場庁舎等の耐震化が一定の水準に達した現在、今後の学校給食の取り扱いについてどのような構想を持っているか。

1、実施の予定はあるのか。  
2、実施するとすれば時期はいつごろになるのか。  
3、中学校も同様に実施するののか。

町長 学校給食の件は、今までも何回も質問を受けている。そのときの答弁としては、上富田町は和歌山県の中で一番財政が厳しいまちであること  
を説明し、その中でも  
いまちづくりが必要で、予算執行を有効に実施したいということ、公  
でなければできない事業を優先することを説明し  
て、当面は、学校、保育  
所の耐震化事業を優先す  
ることを説明していま  
す。  
現状は、学校施設は終  
わりました。また朝来保  
育所を統合して耐震化す  
る事業については、平成  
26年度、27年度で行うこ  
とにしています。事業そ  
のものは28年も一部かか  
ります。  
検討していることの具  
体的なことについては、  
教育委員会から答弁をさ  
せます。  
検討の中で、施設その  
ものは一時的なお金の支  
出なのでさほど問題は出  
てこないのだが、その後  
の毎年の運営費を児童か  
らも負担金をいただく  
し、町負担としては付近  
市町村の状況を見ると、  
5,000万円ぐらい必  
要であると試算されてい  
ます。今、上富田の平

成25年度の決算では、福祉や保健事業に係る費用は全体的の42%を占めるのが実態です。こういう中で非常に財政も膠着化しています。この傾向は年々続くし、むしろまだまだ増加するのではなからうかと言われている結果的に基金を取り崩しています。  
このため、学校給食を行った場合は、町民負担もふえるというご理解をいただけるようお願いいたします。  
学校給食に当たっては、財政における投資的  
事業計画の中で計画年度を定めています。学校給食施設を整備する場合、平成28年、29年度で整備を行い、平成30年4月開始を目途として計画に位置づけをしています。また、給食施設を整備する場合、小学校で約1,000食分の施設を整備した後に中学校約500食分を増築することは、施設を整備するに当たり無理が生じるので、小学校の全校実施に合わせて中学校も同時に給食実施をすることが望ましいと考えています。  
なお、教育委員会では、平成25年度及び26年度に、給食センター等の視察を行っており検討をいろいろ加えています。  
ただ、投資的  
事業計画は、例えば大きな災害が発生するとか、子供たちの安心安全を考え優先して学校整備を行わなければならないとか、財政的に先ほど町長も言いましたが困難が生じる場合は、実施計画の見直しは行われるものと思っています。



# 吉田 盛彦 議員

(質問方式 一問一答方式)

1. 県道上富田すさみ線大宮地区河川及び道路災害について
2. 生馬橋詰(R311号寄り)の交差点について
3. 鳥獣被害と対策について



## ① 県道上富田すさみ線 大宮地区河川及び 道路災害について

**質問** 大宮地区篠原に、昭和初期大きな岩でつくった立派な堰堤があったが流出した。3年をかけて復旧した県道の右岸も左岸も流された。この8月9日、10日、前の災害に匹敵するような雨量であったが、前の復旧した左岸側4、50メートルぐらいが、まだ1年たつ

かたないかというような状況で崩落した。そして右岸側の護岸については、空洞が幾つもできて、下の捨てコンクリートが見え完全に底が、基礎が見えるような状況である。なぜそうなったのか。昔の堰堤を撤去して、それが復旧されていなかったことで、基礎部分が流出し、2回の災害が起きたのではないかと。この堰堤をなぜもとどおりに復旧しなかったのか。1年前にやった新品の4、50メートルの堰堤をまた金を使ってやり直す。この費用は幾らぐらいかかるか。  
**産業建設課企画員** この工事は生馬川の管理者である県西牟婁振興局河港課が設計施工したものであり、質問の内容を県に確認しまして答弁させていただきます。

23年9月、12号台風で既に流出した堰堤周辺の復旧工事については、県のほうは十分根入れをしまして、堰堤なしでブロックを施工しています。その後、26年8月の台風でこの堰堤部分が一部流出しました。これについては、県は26年8月からその上流部に帯工とブロック積みを実施しています。平成25年の復旧事業費は約2,000万円です。この8月の台風のときにブロックが転倒崩壊した

が、このブロックが転倒したのは、もとのブロックの基礎である根固めの分が流出したのではなく、宅地内の裏の湧き水が大変多かったため転倒したのではないかと。今後この事業の事業費はどのぐらいかということですが、同額かもしくはそれ以上の金額でできれば、この湧き水がスムーズにブロックから生馬川へ流れるように設計をする予定と聞いています。  
**質問** 昭和初期につくられた堰堤をなぜそのときに復旧しなかったか。  
**産業建設課企画員** 県の河港課では、どうしてもととの堰堤を施工しなかったのかについては、ブロック積みの根固めを深くすることによって安定をしないと考えたようです。その中で県は、根固工を1メートルすること、次に復旧したそのブロック積みの一部、根を補いコンクリートで固めて一部根固めするということ、で、安定するということに計画して施工した模様です。  
**質問** 4、50メートル上流へ行つて帯工を施工したから大丈夫だろうと思つたということでしょう。災害の復旧は、もとの形に戻すことが復旧とらうっているのです。そ

れは災害復興には、そこをやめてどうもおかしいからその堰堤をやめて別にやりかえますは通るのか。今までの定説と違うか。ここでそういった質問があったと振興局の河港課に、しかとした返事を後ほどいただきたい。  
**産業建設課企画員** 県への報告については、今後担当の西牟婁振興局河港課には報告するようにいたします。  
**議長** 産業建設課当局で県にいろんな資料を提出していただいで県から回答をもらうようにしていただきたい。  
**質問** (大宮地区篠原) 右岸の谷川で、谷水が県道へ流れてくる。冬凍結して斜めの道路になるとスリップする。対応は。  
**産業建設課企画員** 現場を確認したところ、現場には2カ所あります。県の振興局道路整備課になりますが、工法については検討中でございますが、予算的に、全て実施するというわけにはいきませんけれども、実施に向けて整備をするということの返事をいただいでいます。

道の信号の角のところの右折だまりが、ほとんど白線が消えかけており、大変狭い。直進した車が来たときは絶対行かれないし、左折から来たときも曲がりにくい。岩崎方面から来たときも狭いという苦情が来ている。県の見解は。  
**産業建設課企画員** 先日、道路整備課と現場立ち会いをしていきます。平成26年度で町内会要望でこの橋詰の右折だまりが狭いということ、道路課にも協議を申し込んでいます。県としては今すぐ対応できるものではありませんとのこと。用地の問題、交差点であるので警察の協議、線形等の面から検討をお願いしますということをお願いいたします。

## ③ 鳥獣被害と対策について

**質問** どのぐらいの鳥獣の被害が上富田町内にあるのか。被害の金額と補助金の明細、捕獲後の処分はどういう形でされているのか。  
**産業建設課企画員** 町の被害届による被害額は、平成24年度115万円、平成25年度182万9,000円です。平成24年度の捕獲頭数は猿15頭、イノシシ162頭、鹿

153頭、アライグマ28頭です。平成25年度、猿28頭、イノシシ119頭、鹿83頭、アライグマ20頭です。  
負担の割合は、猿捕獲補助は3万円、町の負担は2万円、3分の2です。銃猟のイノシシや鹿は捕獲補助金は1万5,000円、町負担は5,000円で3分の1町が負担しています。わな猟のイノシシ、鹿は、捕獲補助金は6,000円、そのうち町の負担分は3,000円となっており、2分の1の負担割合となっております。アライグマは、捕獲補助金は3,000円、町の負担分は1,500円、2分の1負担しています。  
捕獲後の処分については、猟友会の方々に食肉として自家消費するということですが基本ですが、それ以外は適法な埋設に心がけて処理を行っています。処理については補助金の増額等の要望も猟友会のほうからもございます。町としても県の補助単価に合わせて補助をしている現状です。来年度については県下の市町村の状況も動向を見ながら、町財政とも相談して検討していきたいと考えています。

**質問** 生馬橋の国道と県

## ② 生馬橋詰(311号寄り)の交差点について

# 榎木 正行 議員

(質問方式 一括方式)

1. 障害福祉について
2. 障がい者と高齢者の連携について
3. 学校現場からの共助の醸成について



## ① 障害福祉について

**質問** 「福祉のまち」と呼び名が定着した上富田町。この土壌の上に、私も身体障害者会に属し、障害はあっても、決して卑下することなく、精一杯の日々を送ることが出来たのではないかと感謝しています。自らの団体で、「自立自助」精

神を高らかに訴えたのも、人としての可能性、やれば出来るを裏証したかったからです。

そこで私は、更に一歩進めて「心の温泉湧く上富田町」と訴えました。行政や周囲の温かい「理解により、障害者福祉は前進しましたが、問題は「こころ」の領域。心の中に大きな差別意識や障害感があつては真の障害者福祉の進展はありません。障がい者も健常者も、全て同じ人間という「く当たり前の認識が、みんなの心に根付いてこそ、真の福祉のまちになる。今後、私は「心のバリアフリー」を強く訴え、その行き着くところの温かい「心の温泉湧く上富田町」を目指します。その一環として、毎年朝来小学校で実施する障がい者の出前授業はそれなりの成果があつたのではないかと考えます。これを更に進め学校現場で「標語」募集を提案します。「福祉のまち」上富

田を一步進めた高い理念を追求した標語づくり。費用はかからず、子ども達に福祉について考える機会を提供するものとしての効果は大きいのではないかと思います。

**町長** 県下でも突出した上富田町障害者会の活動は誇りであり感謝している。当町は生涯教育が盛んで、それこそ様々。標語等については現場と相談しつつ判断していく。

**教育委員会総務課長** 小中学生に障害福祉、人権の大切さを醸成し喚起することは大切なことであり、いろんな場を通じて啓発することの重要性があります。現在学校では、いろんな状況下の経験をを行っています。

**標語の募集も障害福祉、人権、共生の大切さの意識喚起の面でよい方法と思います。実施するとなれば学校等と協議し検討を要します。**

## ② 障がい者と高齢者の連携について

介護の必要な方と進めていきたいというのは私の考えです。

**質問** 私は幼少時よりの障害で、半生を障がい者問題に関わってきましたが、行き着いたところが、「障がい者も高齢者も同じ」の視点。

今後は、共に仲間意識を持ち、様々な施策を共動していく。一緒に出来るイベントや研究課題は多く、その分行政のスリム化にもつながると考えますが。

**町長** 田辺市と西牟婁郡の社会福祉協議会の介護を必要な方と健常者の人のユニバーサルキャンプ大会があつて、私も行ってきました。うれしいことに熊野高校生がボランティアとして参加していただいていた。意見交換をすることによってほかのこともできると思うのです。今後とも積極的にこういう交流については、障害者の人だけでなく健常者の人と高齢の方、

**教育委員会総務課長** 上富田中学校では、5つの上中を実践しております。

**住民生活課企画員** 障がい者と高齢者の連携は大変重要。又障害者会の突出した各種事業にも賛同、協力していきたい。

## ③ 学校現場からの共助の醸成について

**質問** 上富田町の障害者手帳所持者は687人。

個々の状況は正に千差万別。現状把握のためにも、隣近所の意思疎通が肝要。人間関係が希薄と言われている今日、上富田町には、かつての「隣り組」のような温かく、細やかな人間関係を復活させていきたい。

**災害時の助け合いの原点は、先ず「隣近所」。**そこで学校現場から、そういう視点を育てるべく「隣り組」の意識喚起の教育、標語づくりも考えて頂きたい。

その中で奉仕の心を持ち公共の福祉に努める生徒、これを掃除の上中といます。公正公平で自他を大切にしてともに生きる生徒を仲間づくりの上中といます。この考えは、今上中だけではなく小学校各校に広げられています。共助の観点からいえば、小中各校では行事などで学年を越えた縦割り班で活動することがあります。高学年は低学年の面倒を見ることで優しさや助けることを学びます。低学年も高学年から優しさとして学びます。このことが共助にもつながることだと思





# 九鬼 裕見子 議員

(質問方式 一問一答方式)

1. 防災対策について
2. 子どもの医療費無料化拡大について
3. 学校給食の実施について
4. 10月19日に県が行う防災訓練について



## ① 防災対策について

**質問** ①土砂災害の「警戒区域」「特別警戒区域」の指定について

広島県の豪雨災害を受けて何を学び、何を具体化するかが問われている。上富田町では、「警戒区域」「特別警戒区域」の指定が急がれていると思うが、町当局としての今後の対

応はどのように考えているか。

**町長** 上富田町は地滑り地帯とか急傾斜地の危険区域とか危険渓流の区域を図面に合わせ、それに基づいて啓発している。また、テレビ和歌山と契約し、テロップで流すようにしている。情報収集については町の放送とテレビを見ていただきたい。

**質問** ②ハザードマップに見る洪水・土砂災害の避難場所について

今、指定されている避難場所に不安の声があるが見直しが必要ではないか。また、自主防災組織へのさらなる取り組みについて行政としてどのように考えるか。

**町長** 時代の流れ、災害の流れ、状況に応じて変更する。ハザードマップだけでは理解しにくいので、自主防災組織に呼んでいただけたら、説明は十分する。

**質問** ③災害食について、行政としてアレルギーを持つ人や、高齢者、乳幼児など災害弱者にとっての災害食について上富田町の現状は？

**町長** 国、県の指導は、個人で七日間の備蓄、特殊な食事が必要な方もできる限り自分で備蓄してほしい。備蓄が不足している場合は町として対応する。



**総務政策課企画員** 災害時における物資の確保を図るため、町内の業者と備蓄の協定を結んでいる。

**質問** 上富田町総合計画の中で、すべての子育て家庭への支援が求められているとしているが、行政は財政難を理由に実現していない。限られた予算をどこに使うかという

観点にたつて、子育て世代が一番望んでいる医療費の無料化に取り組むことが必要だと考えるが、行政として子どもの医療費無料化拡大が必要であると考えているかどうか

**町長** 県知事に対して、県単独医療費助成制度の堅持をお願いし、少子化対策をより充実させるためにも、現行の就学前から小学校卒業まで対象年齢を引き上げ、医療費無料化に取り組んでいただくよう要望している。

## ③ 学校給食の実施について

**質問** 上富田町総合計画の中に食育基本法に基づく食育推進基本計画では、「学校給食の充実」が示され、学校給食の果たす役割は重要となっております。その中で、県下で学校給食が実施されていない自治体はいくつあるか。また、パーセントはどのようになっているか。

観念にたつて、子育て世代が一番望んでいる医療費の無料化に取り組むことが必要だと考えるが、行政として子どもの医療費無料化拡大が必要であると考えているかどうか

**教育委員会総務課長** 小

学校では、未実施の自治体はない。しかし、1市2町において未実施の学校がある。未実施の学校数は12校です。中学校は4市10町で、未実施の学校数は35校。全国では小学校で1・2%中学校では16・2%が未実施の率となっている。

**質問** 学校給食の教育的な意義はどこにあるか

**教育長** 学校給食が児童生徒の心身の健全な発達に資するものであって、食に関する正しい理解と適切な判断力を培う上で、また食育を重視する観点からも重要な役割を果たす。児童、生徒が身体的に精神的にも成長する大切な時期に栄養のバランスのとれた学校給食は学校教育活動の一環として実施されるものである。実施にあたっては教育目的の実現に7項目がある。特に大事にしたいことは、安心して安全な給食を提供

観念にたつて、子育て世代が一番望んでいる医療費の無料化に取り組むことが必要だと考えるが、行政として子どもの医療費無料化拡大が必要であると考えているかどうか

することが責務である。

## ④ 10月19日に県が行う白浜空港での防災訓練でのオスブレイ飛行の安全性について

**質問** オスブレイという軍用機は、今まで何十回も事故を起こし、何十人も犠牲をだしている欠陥機です。アメリカ国内では、地元の反対で飛行訓練ができず、中止になっているところもあるオスブレイは、台風並みの41メートルもの強風や熱風などを巻き起こします。このようなオスブレイが白浜空港を使って、防災訓練として飛行するが、安全だと考えているか。

**町長** オスブレイは他の航空機に比べて事故率は低いと認識している。安全性の問題について私は答弁する立場にない。安全性について答弁せよと言われるなら、国のほうで聞いてもらいたい。



# 沖田 公子 議員

(質問方式 分割方式)

1. 教育について
2. 学校給食の完全実施について



## ①教育について

**質問** 読書通帳の導入で読書意欲を高める取り組みについて この取り組みは借りた本の足跡を目に見える形で残すことにより、子どもを中心に住民などが読書などへの意欲を高める効果が期待されます。文部科学省が

事業を委託するICT情報通信技術を活用した読書通帳による「読書大好き日本一推進事業」によりますと、読書通帳の効果は大変大きく、実績報告書に調査対象の中学校で導入したところ学校図書館への来館者が約3倍に増えたという記載があるくらいです。読書通帳のシステムを導入して、より子ども達に本を好きになってもらう動機づけになるような取り組みをして頂きたい。

**町長** 読書図書事業につきましては、大きく分けて学校現場で取り組むことと町立図書館や読み聞かせ等の社会教育としての取り組みがあります。私は子どもの頃に本を親しむことが一層本に興味を持つことになると判断しまして子どもが身近に本に親しむ距離は学校図書館が一番身近で、一番よい本を読むことがで

きると考えており、学校図書の実力を上げておきます。目標としては文部科学省の定めた学校用図書標準蔵書数としてあります。上富田町の各校の図書数は目標に達しています。



**教育委員会生涯学習課企画員** 子どもの読書活動の現状は、町立図書館を拠点として乳幼児と保護者がともに絵本に親しむことができる機会を提供するブックスタートや読み聞かせボランティアとの連携によるおはなし会、地域に密着した活動を行う親子文庫への支援、読書の習慣づけをする読書マラソンの実施、

また新入学時、新入学児童・生徒への本のプレゼントなど子ども達ができるだけ多くの読書に親しんでもらう機会をつくり、さまざまな読書体験ができるような環境づくりに取り組んでいます。町立図書館では一年間に何冊の本を読んだかを記録する手帳を作っています。読書通帳は高額なシステム費用も発生することから、手法は異なりますが、今後も引き続き読書手帳を活用し、多くの子ども達に本に触れる機会を提供するよう取り組んでいきたいと思っています。



**②学校給食の完全実施について**

**質問** 学校給食の実施の時期について

先ほどの畑山議員の質問の中で30年に開始できるように考えているとの答弁でした。各地域の代表とかPTAの保護者、学校関係、議会、有識者の方達に加わっていただいで推進委員会等を設置して学校給食の実施に向けての取り組みをお願いしたい。

**教育委員会総務課長** 教育委員会では給食実施を行うとすればセンター方式などを考え、昨年度より県内の給食センター二箇所を視察しています。今年度も同食数で建築費を抑えた施設の視察を計画



しています。リース方式で学校給食センターを実施しているところも視察することも考えており、民間の話も少し聞いてみたいとも考えています。推進委員会等の設置ですが、事業計画の開始年度から逆算して、来年度にもプロジェクトチームの設置をしなければと考えています。



# 松井 孝恵 議員

(質問方式 一括方式)

## 1. 町が管理する文書について



### ① 町が管理する文書について

**質問** 町の決まりを知るために「上富田町例規集」に目を通しました。役場の位置に関する条例が第一号昭和三十三年、改正が昭和五十四年、読んでみまずと歴史がわかり、先人の方々が大変ご苦労されて合併に至り今日に至ったのだと改めて身が引き締まる思いです。

文書や記録に関する取り組みは、『上富田町文書事務取扱規程』『上富田町文書整理保存規程』で、これらは役場において非常に重要なウエートを占めると思いました。

ある工場では理解して出来たら一人前やとなりますが、役場では口頭ではいきません。下にいたる文書もしっかり管理されていなくてはなりません。

まず一つお尋ねしたいのは「例規集」の中に余り詳しく「記録」について記述がありません。どういった定めがあるのでしょうか。最新版の管理・保管場所・保管期間・廃棄の時期など、どうなっていますか。取り決めがないと、どこかの倉庫に山積みにして置いている、旧版が誤使用される、そんなことが起こりませんか。

次に移ります。

条例第二号は、『上富田町公告式条例』です。条例の公布は次の四ヶ所に掲示するとされており、これらの掲示板の大きさは市ノ瀬を1とするとし馬1・13、岩田と役場が1・45ぐらいです。A4版で市ノ瀬・生馬が十件、岩田と役場が十四、五件ぐらいです。ま

た各出張所の掲示の枚数を確認しました。ある場所は五件、ある場所は十六件、ある場所は九件でした。また、貼れなくなつて、五件分まとめて貼つてピンで留めていてめくつて外さな読めんとついう状態でした。

掲示の期間についてもお聞きすると、約一ヶ月・二ヶ月・職員さんが外す・たまつたら外すということでした。これら掲示板の大きさ・掲示期間・枚数の違いなどから定められた規則はないんだと考えました。

お尋ねする二番目は、これら定められた掲示板は条例とか、規則とか、規程とか町長が公表するに値するかと考えた文書在住民にお知らせするためのものではないんでしょうか。

**町長** 「記録」という言葉ですが、役場はあくまで「決裁規程」というのがあつて、最終的に町長か、副町長か、課長か。その中で保存期間・永久保存・幾つかの段階も決めていきます。そういうものを守つてしているが要するにこの「記録」がこの頃、問題になつてきています。例えば用地交渉、記録と

しては大事だが文書化の必要はない。ところがちゃんとしないと言われるのが実態です。文書の取り扱いについて、勉強する必要が最近でできたような気がします。

もう一つ、告示の仕方は、各市町村、各出張所で大きさの違い、建つた時にそういうものを配慮しなかつたということがありますが、告示の期間は内容によつて違います。告示期間が例えば三日でも一週間置いてあつたというふうなケースが出てくるのは事実です。告示の期間は守らなければ、極端な話、異議申し立てなど問題が出てくるので告示の期間は守るようになつてあります。ただ、撤去については、これはその時その時になります。職員としてもこういう文書の取り扱いについては、やはり重要視して、決められたことについてせよということには指導します。上富田町の場合は、広く皆さんに見ていただけるようにホームページに条例を発信しています。あわせて「ぎょうせい」という会社からアドバイスを貰い大事なものは指導していきます。コンピューターのシステムも今回の補正で約八百万ぐらいあ

ります。

行政は一日一日流れが速くなり、対応が小さな町役場やたら、順位が遅れるという問題があります。ただ、決められた文書表示とか、期間とか、職員に再度勉強させて、守るようにさせていたいただきます。

**総務政策課長** ご質問の「記録」に関する管理ですが『文書保存管理規定』により処理の完結した文書の必要事項を定めています。保存期限を定め、第一種永年保存から第六種一年保存に整理し文書は大中小の三段階に分類しています。保管場所は、廃棄年度を定めた上で整理・保存しています。特に重要な文書は非常時に持ち出せるように仕分けして保管しています。二番目のご質問は、町では地方自治法第十六条に基づき、公告式条例を定め住民の方々に公布・公表を行ってお知らせしています。文書の違いや掲示期間については法第十六条に基づき、二週間程度掲示しています。掲示板の大きさを考慮して統一できるように対策を考えてまいります。

**質問** 昨年、町内会であ

る案件が起き、今年同様の案件が発生し申請に行つたら規程は直近に改正されていますよ、ということでも掲示を確認したら市ノ瀬だけ貼つてない。今おつしやつた二週間の告示が過ぎたものと理解してはいますが、効力の問題で微妙な影響はないのかと感じました。掲示の工夫、広報の活用とか詳しく知らせて下さい。可能な限りの最新版管理を行い、今後起こり得る災害などにも備えるよう考えていただきたいと思います。

**町長** まず一つお願いしたいのは全ての役場の書類を掲示板に告示せよとはなつていません。こういうのは必ず、これは役場の中で保存と、そういうことでご理解いただきたい。大きな問題であり、職員と再度チェックするとか勉強会をさせていたいただきます。

今文書は電子化されつつあり、保存の仕方は決まっています。いずれにしても時代の流れで文書の作り方、保管の方法、我々努力して勉強しますんでご理解いただけるようにお願いいたします。

# 山本 明生 議員

(質問方式 一括方式)

1. 町の美化について
2. 国土強靱化について



## ①町の美化について

**質問** 来年開催される紀の国わかやま国体に向けて取り組みについて質問します。スポーツセンター及び国道、県道、町道等の路側帯の草刈であります。当然予定されていると思いますが、どのような計画をされていますか。

すか。又、関係団体や町内会にも応援の要請はされるのでしょうか。

**町長** 町内の美化についてであります。草刈が必要な場所は大半が道路とか河川の関係が多くあります。大半の管理は国県の場所、町も含めてですけど、このような公共施設の維持管理費が年々少なくなってきた問題化されております。

公共事業も大きな意味で言えば、維持管理費が必要であり、増額の必要があるということのご理解をお願いしたいと思っております。昔、町内会で河川とか道路普請とかいうような格好で刈っていたいていました。こういうものをしたいのですが、最近はそのような機運が上富田だけではなく、全体的に機運がなくなってきたと思うんです。従来のような格好で出来たら

そういうボランティアに参加していただきたいと思っております。



## ②国土強靱化について

**質問** 次に国土強靱化について。防災・減債に資する国土強靱化に対する町の取り組みはどのようになされているのでしょうか。高速道路の開通を

話の中で、峠のインターへ行くのにひょうたん橋から311号線を通って42号線を行って行ったら約6キロぐらい、しかし小倉葬祭さんの上手の土手のところから、スポーツセンターの方に向かっ

て、新しい道をつければ、4キロほどでいけるとの話がありました。

現在の町財政では難しいとの話もしております。

そんな中で「日本を強くしなやかに」の本の中で、米田雅子先生の「防災・命の道を目指す異種の道ネットワーク」の内容を参考にすれば、国土強靱化の一環として道路のインフラ整備として国に採択してもらえないのではとの考えです。当局の考えを聞かせてください。



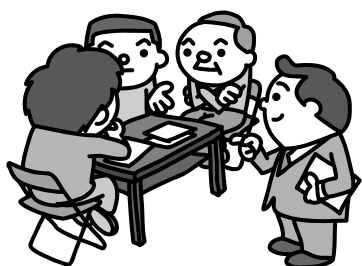
**総務政策課企画員** 防災・減債に資する国土強靱化に対する町の取り組み

みについてですけれども、まず初めに国土強靱化とはいかなる大規模災害が発生しようとも、人命の保護が最大限図れることや、重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されることや国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化及び迅速な復旧、復興を基本目標として強さとしなやかさを

持った安全・安心な国土と地域、社会経済の構築に向けた国土の強靱化を推進するものであります。

米田先生の防災・命の道をめざす異種の道ネットワークを参考に、国道311号とスポーツセンターを結ぶ道路を新設すれば大きなメリットがあるという質問ですが、れども、米田先生の異種の道とは地図に載っていない道を洗い出し、道をつなぐことを提案してまいります。つまり公道と民道など異種の道をつなぐ最

小のコストで防災の道のネットワークをつくることとが出来ると言っています。地域計画策定のためには必要な脆弱性評価があり、脆弱性評価とは国土の健康診断だと言われております。国土強靱化を進める上での必要不可欠なものであり、その評価自体が各分野ごとで分かれていたため、脆弱性評価をするには多くの時間がかかりますが、県等の指導を仰ぎながら、熟考しながら進めていく考えであります。







# 産業民生常任委員会による台風11号被災状況調査

産業民生常任委員会では、台風11号による被災状況調査を8月14日に実施しました。



南紀の台1号線現場



町道学校線現場



町道中心線現場



岡射矢ノ谷地滑り現場



## 「手話言語法」制定を求める意見書

手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系をもつ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006（平成18）年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されている。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011（平成23）年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって上富田町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう強く求めるものである。

### 記

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月12日

上富田町議会

（提出先）

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 文部科学大臣  
厚生労働大臣 内閣官房長官



# 会期（平成26年9月8日～18日）

## 11日間

# 9月 議会

9月定例会に町長から、決算認定、財政の健全化に関する報告、条例の改正、制定、規約の変更に関する協議、補正予算、工事請負契約、計30件の案件が提出され、決算認定については、特別委員会を設置し審査を付託、その他については、原案のとおり可決しました。

## 補正予算関係（一般会計）

<平成26年度 一般会計補正予算（第2号）> ……今回9,806万9千円を追加し予算総額を61億8,501万1千円としました。

### （補正した主な事業内容）

#### ◎総務費

・総務管理費、一般管理費委託料 …… 880万円  
（番号制度導入に係るシステム改修委託料）

#### ◎民生費

・児童福祉費、児童福祉総務費、委託料 …… 702万円  
（子ども・子育て支援新制度に係るシステム構築業務委託料）

#### ◎衛生費

・保健衛生費、予防費、委託料 …… 1,005万4千円  
（肺癌、胃、予防接種、高齢者肺球菌）

#### ◎災害復旧費

・公共土木施設災害復旧費単独災害復旧事業費工事請負費 …… 3,400万円  
・公共土木施設災害復旧費現年発生公共土木施設災害復旧事業費工事請負費 …… 2,000万円  
・農林施設災害復旧費現年発生農業用施設災害復旧事業費工事請負費 …… 300万円

## 条例関係

#### ◎上富田町職員旅費条例の一部を改正する条例

（職員の出張の出発前に出張命令の変更をされ、既に支出した金額がある場合の旅費及び職員の出張中、交通機関の事故により、旅費額の全部又は一部を喪失した場合における旅費の取扱いについて定めるもの。）

#### ◎上富田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

（児童福祉法の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるもの）

◎上富田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるもの)

◎上富田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるもの)

**工事請負契約(指名競争入札)**

◎工事名 …………… 平成26年度 第1—1号 公共下水道事業

岩田下水道管(1工区)布設工事(補助)

契約額 …………… 83,447,280円

契約相手 …………… 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来2053番地

株式会社 清本組 代表取締役 清本 泰弘

**地方公共団体の財政の健全化に関する法律による  
平成25年度決算における健全化判断比率**

(単位：%)

健全化判断比率	平成25年度	早期健全化基準	備考
①実質赤字比率	—	15.0	
②連結実質赤字比率	—	20.0	
③実質公債費比率	14.7	25.0	
④将来負担比率	125.7	350.0	

①実質赤字比率……………一般会計等の実質赤字の比率

②連結実質赤字比率……………全ての会計の実質赤字の比率

③実質公債費比率……………公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率

④将来負担比率……………地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率

(健全化判断比率の4つの指標値のうち1つでも早期健全化基準以上になると早期健全化団体となります。早期健全団体となると、財政健全化計画を策定し議会議決を受けることが義務付けられるとともに、計画策定年度のみ公認会計士・弁護士等による個別外部監査が強制適用となります。また、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し公表するとともに、早期健全化が著しく困難と認められるときは、総務大臣または知事が勧告を行うこととなります。)

# 決算監査 報告

監査委員  
大石 哲雄

9月議会で、平成25年度の各会計の決算認定が提出され、大石監査委員から決算監査報告がされました。その中から抜粋して掲載しています。

平成25年度 各会計の決算審査の報告をいたします。

7月31日から8月28日までの期間、各会計にわたり、井上代表監査委員とともに、14会計の決算審査を行いました。

各会計の予算額及び収入支出済額は、予算台帳、並びに出納日計簿等により出納証書類を余すところなく照査の上、さらにその内容につき、審査いたしましたところ、各会計にわたり、係数は正確

であり、内容的にも正当なものと確認いたしました。

さて、平成25年度の一般会計決算額について、千円単位で申し上げますと、歳入総額62億8,493万円、歳出総額59億1,193万8千円、歳入歳出差引額3億7,299万2千円となっております。

そのうち、翌年度への繰越財源2億7,436万6千円を差し引きますと、実質収支額は、9,862万6千円の黒字となっております。厳しい財政状況が続く中、行財政改革の成果が現れたものと考えられます。

続きまして、歳出の内容容ごとの決算額を申し上げます。まず、人件費につきましては、3名の新規職員を採用しておりますが、職員給与の減額支給などにより、前年度に比べ0.1%の増となっております。

（退職者0名・採用者3名）

次に、物件費につきましては、各種事務事業を見直し、経費の節減を図った結果、前年度に比べ6.5%の減となっております。

次に、扶助費につきましては、福祉関連の法改正に伴う単価の見直しは落ち着いたことから、前年度に比べ1.5%の増となっております。

決算額の構成比につきましては、消費的経費が57.0%、投資的経費が17.0%、公債費等が26.0%となっております。

歳出全般では、財政構造の弾力性を示す指標の経常収支比率が90.3%となり、前年度に比べ財政構造が硬直化しております。これは、義務的な経費の縮減や経常一般財源の確保が困難なことによるものであります。が、長期にわたる景気の低迷などから、財政環境

は依然不透明で厳しい状況が続いているため、今後においても、歳出において経費の抑制を図り、財政構造の弾力化を図られるよう要望いたしております。

また、実質公債費比率については14.7%となり、改善が図られております。

次に、歳入全般について、自主財源の構成比は37.6%、依存財源

の構成比は62.4%となっております。これに関しまして、今後とも自主財源の確保に努めるとともに、国・県支出金等の依存財源の確保にも努力されるよう要望いたしております。

次に、町税についてですが、全体の徴収率は91.7%、収入未済額は1億3,152万9千円となっております。また、使用料等も含めた一般会計の収入未済額の合計は、1億4,

057万3千円となっております。

未収金の徴収につきましては、厳しい状況が続くと見込まれますが、公平負担が原則であり、滞納の減少に格段の努力をされるよう要望いたしております。

また、町営住宅使用料など各種料金を含めた未収金の徴収につきまして、万全を期されるよう要望いたしております。

次に、一般会計の25年度末の町債残高は、64億1,802万1千円で前年度に比べ3.5%の増となっております。

平成25年度の町債の借入額は、8億880万5千円で防災行政無線デジタル化整備事業債、臨時財政対策債、大内谷残土処分場整備事業債が主なものであります。現在の町財政は、償還額は減少しているものの借入額は年々増加し、これらの償還が始まることにより、厳しい財政運営

が続くと予想されますが、その一方で、行政需要は益々多岐多様になっていくものと見込まれますので、効率的な行財政運営により一層努められ、上富田町の発展と住民福祉の向上に寄与されるよう要望いたしております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、健全化判断比率や資金不足比率を審査いたしました。

その結果、早期健全化基準や経営健全化基準は超えていないものの、実質公債費比率及び将来負担比率について、早期健全化基準と比較するとこれを下回っておりますが、今後の地方債の借り入れに関して、十分留意されるよう要望いたしております。

※特別会計は等については、紙面の関係で省略しております。



# 平成25年度 上富田町会計別歳入歳出決算総括表

(単位:円)

議案番号	会計名	歳入総額	歳出総額	歳入歳出差引額	内翌年度繰越財源額	実質収支額	備考
第76号	一般会計	6,284,930,561	5,911,938,267	372,992,294	274,366,000	98,626,294	翌年度へ繰越
第77号	国民健康保険事業	2,034,020,401	1,965,047,634	68,972,767	0	68,972,767	翌年度へ繰越
第78号	宅地造成事業	457,213,394	855,115,700	△ 397,902,306	0	△ 397,902,306	翌年度繰上充用
第79号	宅地取得資金貸付事業	2,615,976	8,174,358	△ 5,558,382	0	△ 5,558,382	翌年度繰上充用
第80号	住宅新築資金貸付事業	10,458,592	51,655,956	△ 41,197,364	0	△ 41,197,364	翌年度繰上充用
第81号	奨学事業	7,623,886	7,623,886	0	0	0	
第82号	農業集落排水事業	182,037,686	182,037,686	0	0	0	
第83号	公共下水道事業	203,539,154	198,268,399	5,270,755	4,884,000	386,755	翌年度へ繰越
第84号	介護保険	1,227,756,522	1,226,896,351	860,171	0	860,171	翌年度へ繰越
第85号	後期高齢者医療	245,396,683	243,842,983	1,553,700	0	1,553,700	翌年度へ繰越
第86号	診療所事業	37,241,572	37,241,572	0	0	0	
第87号	朝来財産区	10,486,120	7,739,635	2,746,485	0	2,746,485	翌年度へ繰越
第88号	西牟婁郡公平委員会	1,404,539	1,300,966	103,573	0	103,573	翌年度へ繰越
	合計	10,704,725,086	10,696,883,393	7,841,693	279,250,000	△ 271,408,307	

第89号	水道事業	497,125,899	406,978,952	90,146,947	0	90,146,947	經常利益(87,784,645円)
	収益的						減債積立金(83,487,917円)
	資本的	12,315,100	223,813,246	△ 211,498,146	0	△ 211,498,146	損益勘定留保資金 (128,010,229円)で補填

# 行政視察がありました



石川県津幡町議会より9名、10月23日に「紀州口熊野マラソンの取り組み」について



秋田県男鹿市議会より9名、10月28日に「水道用水供給事業」について

# 田辺市及び周辺町議会議員研修会が開催されました。

日時 平成26年11月17日

場所 すさみ町

主催 田辺市及び周辺町議会正副議長会



今年の研修は、「住民自治の根幹としての議会」の新たな動きの意義—議会からの政策サイクルを創り出す—をテーマに山梨学院大学教授の 江藤 俊昭氏を迎えての講演があり、時宜にかなった話に参加者全員熱心に聴講しました。

平成26年度の田辺市及び周辺町議会の全議員を対象にした研修会が開催されました。

出席議員数	田辺市	21名
	みなべ町	13名
	白浜町	13名
	すさみ町	10名
	上富田町	11名

この研修会は、田辺周辺広域圏のふるさとづくりの進展に役立てるとともに、議員相互の理解と連帯感を深めることを目的として、構成する各市町が毎年持ち回りにより開催しており、今回はすさみ町で行われ、当議会からも各議員と山本副町長が参加しました。

8月8日

## 和歌山県町村議会全議員研修会が開催されました。

講師 作家 加来 構三 氏  
講演 「戦国武将にみるリーダーシップ」



### 編集後記

議会だよりをお届けします。今回は9月定例会で審議した一般会計補正予算等の主な内容と、7議員の一般質問の内容を掲載しています。ご覧ください。

今回、一般質問に7議員が登場し、様々なテーマについて活発な議論がおこなわれました。

内容は、インターネット録画放映でもご覧いただけます。

議会に対する意見等もございましたらどんどんお寄せください。

